

令和 8 年 7 月 1 5 日

一般競争入札公告

社会福祉法人 孝慈会
理事長 内田 暁子

社会福祉法人 孝慈会の発注する「社会福祉法人 孝慈会 特別養護老人ホーム和楽苑
大規模修繕工事」について、下記の通り一般競争入札を公告します。

記

1. 工事概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工 事 名 称 | 特別養護老人ホーム和楽苑 大規模修繕工事 |
| (2) 工 事 場 所 | 埼玉県川口市安行領家 506-15 |
| (3) 工 事 種 別 | 大規模修繕工事 |
| (4) 工 事 内 容 | 大規模修繕工事及びそれに係る設備工事一式 |
| (5) 工 事 期 間 | 契約締結日から令和 9 年 1 月 3 1 日まで（予定） |
| (6) 建 物 概 要 | 構造規模：鉄筋コンクリート造 3 階建て
建物用途：特別養護老人ホーム
敷地面積：3,318.41 m ²
延床面積：4,026.52 m ² |

2. 入札方法等

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 入 札 方 法 | 一般競争入札 |
| (2) 入札予定価格 | 有（非公開） |
| (3) 最低制限価格 | 有（非公開） |
| (4) 入札保証金 | 無 |

3. 入札参加資格等

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

- (3) 令和7・8年度川口市または埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に対象工事に対応する業種で登録されている単体企業（共同企業体は不可）で直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。
- ① 川口市または埼玉県格付が塗装工事・防水工事C級以上であること。
 - ② 経営事項審査数値の資格審査数値が600点以上であること。
 - ③ 埼玉県内に本店又は契約締結権限のある支店あるいは営業所を有すること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、都道府県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 入札参加募集要項の公告の日から入札を実施する日までの期間で、建設業法による営業停止などの処分を受けていない者。
- (6) 元請（共同企業体としての請負工事を除く）として請け負った大規模修繕工事で、平成22年4月1日以降に完全引渡しを行ったもののの中に次の全ての要件を満たす工事の施工実績を2件以上有する者。
- ① 1棟の延床面積が3,000㎡以上のもの。
 - ② 請負金額が消費税込み5千万円以上の工事の実績があるもの。
 - ③ 上記①、②に同等程度のもの。
- (7) 施設の性格上、緊急時には即時対応可能な業者であること。
- (8) 当法人の理事が役員をしている企業ではない者。また、対象工事にかかる設計業務の受注者ではなく、当該受注者と資本または人事面で関連がない者。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付日 公告日から令和8年7月24日（金）午後4時必着
- (2) 提出書類
- ①一般競争入札参加資格等確認申請書 ※（様式有）
 - ②一般競争入札参加資格等確認資料（添付書類）
 - ア、会社案内・会社経歴書
 - イ、建設業許可証の写し
 - ウ、経営事項審査総合評点のわかる経営審査票の写し
 - エ、令和7年度・8年度川口市又は埼玉県競争入札参加資格ランクを証する書類の写し
 - オ、施工実績（件名、延床面積等）を証する工事契約書の写し
- [3. 入札参加資格等（6）を参照]
- カ、法人登記簿謄本

※上記様式の書式は、公告日にホームページ上に掲載。

- (3)提出方法 下記問い合わせ先に連絡の上、持参または郵送でも可（上記締切日必着）持参する場合は、必ず連絡時に指定された日時に持参すること。
なお、提出書類は返却しない。

(3) 提出・問い合わせ先

社会福祉法人 孝慈会 特別養護老人ホーム和楽苑

〒334-0058

埼玉県川口市安行領家 506-15

電話：048-298-9100 FAX：048-298-9110

E-mail：warakuen-ishikawa@koujikai-kaigo.or.jp

担当者：副施設長 石川 明

（問い合わせ対応時間帯 午前9時～午後5時）

5. 一般競争入札参加資格確認通知および設計図書の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、令和8年7月27日（月）までにすべての業者に参加資格の有無について担当者よりEメールにて通知します。
- (2) 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等「図面、仕様書、質疑書様式、入札書様式」をEメールにて配布します（現場説明は実施しません）。
- (3) 質疑書の原本は、押印の上、入札日に提出してください。

6. 入札日程等

- | | |
|--------------|---|
| (1) 公 告 日 | 令和8年7月15日（水） |
| (2) 受付締切日 | 令和8年7月24日（金）午後4時まで |
| (3) 設計図書等配布日 | 令和8年7月27日（月）午後1時～4時まで
入札参加資格確認後、随時Eメールにて送付 |
| (4) 質疑書提出日時 | 令和8年8月 3日（月）午前11時まで |
| 質疑書提出先 | 担当：石川宛 warakuen-ishikawa@koujikai-kaigo.or.jp |
| (5) 質疑回答日時 | 令和8年8月 7日（金）午後4時まで |
| (6) 入 札 日 | 令和8年8月19日（水）午前11時 即日開札 |
| (7) 入 札 場 所 | 特別養護老人ホーム 和楽苑 1階 会議室 |

7. 入札及び落札者決定の基準

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者の内、最低価格で入札した者を落札者とする。なお、最低価格で落札した落札者であっても見積書の内容が不備であった場合は、落札失格とすることができる。その場合は順次最安の事業者の見積書を精査し適正と認められた業者とする。落札失格となった業者へはその理由を文書にて通知する。

- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。(入札は2回までとする)
- (3) 初回入札に参加する者が1社のみの場合は、1回のみ入札を行うことができる。但しこの場合、再度入札は行わない。
- (4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記4条件順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
- ① 最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合（最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする）
 - ② 再度入札において、入札に応じる者が1社のみとなった場合。
 - 条件1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
 - 条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - 条件3：入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。
 - 条件4：契約額が確定した場合は、その内容を書面にし事業者及び業者が署名すること。
- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。(くじ引きの方法は棒引きで順位を決め、本引きとする)

8. 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出させること。本人である場合は名刺を提出する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。入札書は封筒に入れ、代表印にて封印し提出すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加者は入札金額見積内訳書を提出すること。提出しない者は入札に参加できないものとする。
- (5) 談合等不正行為は行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。提出しない者は入札に参加できないものとする。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下

「独占禁止法」という。)等に抵触する行為を行わないこと。

(7) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 郵送、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ④ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- ⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ⑥ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア. 入札書の押印がないもの
 - イ. 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ. 押印された印影が明かでないもの
 - エ. 記載すべき事項の記入のないもの、また記入した事項が明かでないもの
 - オ. 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ. 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ. 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑦ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約方法等

- (1) 工事請負契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準ずる。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、契約保証金（工事請負額の10分の1以上の金額）を預託することとし、工事完成保証人制度は採用しない。
契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、市町村、県等から指導があった場合には、これに従うこと。
- (4) 一括下請負契約を行わないこと。
- (5) 本契約の締結は、川口市が結果を確認し、当法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (6) 請負代金の支払い時期に関しては以下の予定とする。

工事着手時：工事請負金額の20%

工事完成時：工事請負金額の80%

10. この公告に関する問い合わせ先

社会福祉法人 孝慈会 特別養護老人ホーム和楽苑
〒334-0058 埼玉県川口市安行領家 506-15
電話：048-298-9100 FAX:048-298-9110

担当者：副施設長 石川 明（イシカワ アキラ）
E-mail：warakuen-ishikawa@koujikai-kaigo.or.jp
（問合せ時間帯 午前9時～午後5時）

以上